

資料4-2

環太平洋パートナーシップ協定実施のための  
個別物品等に係る法令整備(資料編)

平成27年12月3日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局

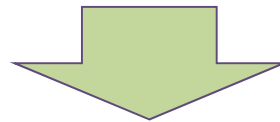
# TPP原産品に係る品目別セーフガード関係

## TPPにおける合意内容

- TPPにおいては、牛肉、豚肉、豚肉調製品、ホエイ、オレンジ、競走馬、林産物について、現行の実行税率から、それぞれ段階的に関税を削減・撤廃。
- これに伴い、TPP締約国からの輸入数量が一定の水準を超えた場合（競走馬については、課税価格が一定の水準を下回った場合）に税率を引き上げるセーフガード措置（数量セーフガード・価格セーフガード）を導入。

## 現行制度等

- 日豪EPAにおいて個別品目（牛肉）に係る数量セーフガードが導入されたことから、適用手続きを整備済み（関税暫定措置法第7条の8）。
- EPAに基づく価格セーフガードについては、既存の類似制度は存在しない。



## 法整備事項

- 牛肉をはじめTPPにおいて導入された個別品目に係る数量セーフガード適用のため、既存の手続規定（使用する統計や輸入数量の公表等）を整備。（関税暫定措置法第7条の8の改正）
- EPAに基づく個別品目を対象とした価格セーフガードが初めて導入されるため、本セーフガード実施のため、全世界向けの価格セーフガード（注）の規定に倣い、適用手続きを整備。（関税暫定措置法第7条の9の新設）

（注）現在、全世界向けには、WTO農業協定に基づく価格セーフガード（輸入価格が基準価格を一定程度下回った場合に追加関税を課する制度）が存在する。

# 現行規定の調整(セーフガード関係)

## TPPにおける合意内容

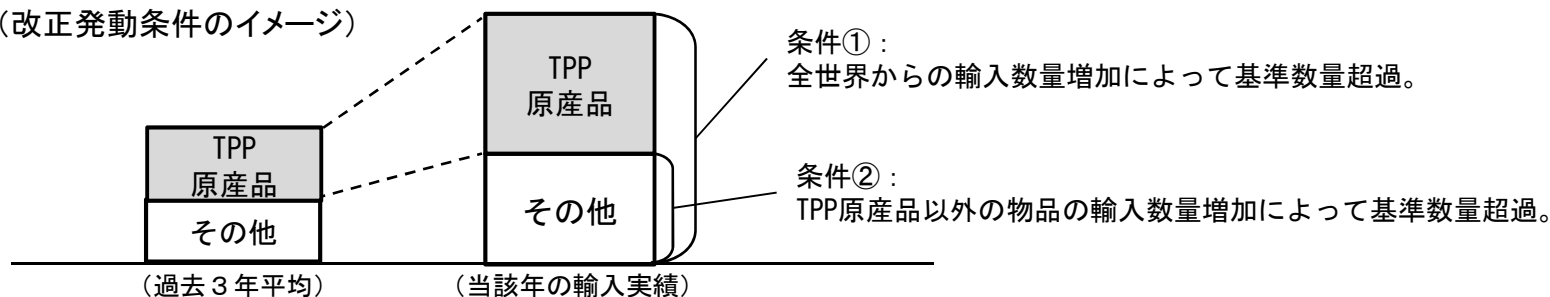
- TPP原産品については、特別緊急関税(数量ベースSSG及び価格ベースSSG)、牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置の適用対象から除外。

## 法整備事項

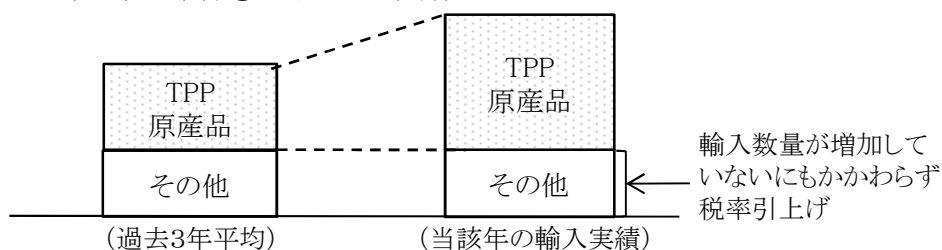
- 数量ベースSSG及び豚肉に係る関税の緊急措置に係る発動条件を改正し、
  - ① 全世界からの輸入数量が輸入基準数量(注)を超えること、及び
  - ② TPP原産品等を除外した輸入数量が輸入基準数量(注)を超えること、の2条件を設定。(日豪EPA関連改正と同旨。関税暫定措置法第7条の3、第7条の6の改正)  
(注)輸入基準数量は、過去3年の平均輸入数量等を基に算出。
- 我が国への輸入牛肉の99%超がTPP締約国産であり、牛肉に係る関税の緊急措置の適用対象が実質的に無くなるため、同緊急措置は廃止。(関税暫定措置法第7条の5の削除)

※価格ベースSSGについては、個別の申告毎の申告価格によってSSGの発動を判断するため、TPP原産品がSSG対象外となっても、その他の物品の発動判断に影響を及ぼさないことから、国内法整備は不要。

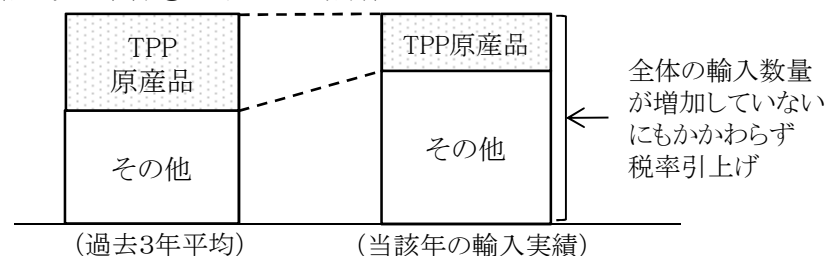
(改正発動条件のイメージ)



(参考1:条件①のみとした場合)



(参考2:条件②のみとした場合)



## 緊急関税(セーフガード)等

### TPPの規定

- 一又は二以上の締約国から貨物の輸入が増加し、当該貨物と同種又は競合する生産する国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしている場合、当該一又は二以上の締約国から輸入される貨物について、政府による調査を経て、実行税率の範囲内で関税率を引き上げることができる(緊急関税:セーフガード)。
- ある締約国がセーフガードを発動した場合、セーフガード発動国と被発動国が協議し、発動国によるセーフガードと同等の関税の譲許(補償)について合意に達しない場合、被発動国は発動国に対して、セーフガードと同等の関税の譲許の適用を停止し、関税率を引き上げることができる(対抗関税)。

### 現行制度等

- 経済連携協定に基づく緊急関税(EPA緊急関税)を発動する際、「貨物及び期間」(EPA対抗関税は「貨物」)を指定することとされている。  
(関税暫定措置法第7条の7)



### 法整備事項

- EPA緊急関税を発動する際、「国、貨物及び期間」(EPA対抗関税は「国及び貨物」)を指定することとする。  
→ 併せて、EPA対抗関税の発動にあたり、課税の対象となる有税品目の選定等にかかる調整を適切かつ円滑に実施するため、財務大臣から関係大臣に対して意見を求めることができる規定を関税暫定措置法において整備する。

(関税暫定措置法第7条の7の改正)

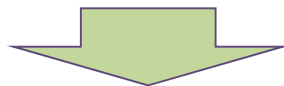
## 紛争解決手続における関税上の対抗措置

### TPPの規定

- 他の締約国との間でTPP協定違反にかかる紛争が発生し、紛争解決手続を経てTPP協定違反が認定された後、TPP協定違反が是正がされない場合等において、TPP協定上の利益を停止することができる。

### 現行制度等

- 関税定率法第6条において、WTO協定上の紛争解決手続に基づく報復関税の発動手続が整備されている。



### 法整備事項

- TPP加盟国のTPP協定違反が紛争解決手続を経て認定されたにもかかわらず、相手国がTPP協定違反を是正しない場合等について、我が国の利益を守るため必要があるときは、TPP協定上の利益を停止するための関税上の措置として、関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内で関税率を引き上げることを可能とするための手続規定を、関税暫定措置法において整備（TPPのみならず、経済連携協定一般において適用可能な制度とする（EPA報復関税）。）。
- 併せて、EPA報復関税の発動にあたり、課税の対象となる有税品目の選定等にかかる調整を適切かつ円滑に実施するため、財務大臣から関係大臣に対して意見を求めることができる規定を関税暫定措置法において整備。

# TPPにおける飼料用麦の関税撤廃関係

## TPPにおける合意内容

- TPPにおいては、税関当局の監督の下で飼料の原料として使用する麦について、関税を撤廃（日豪EPAと同様の譲許）。

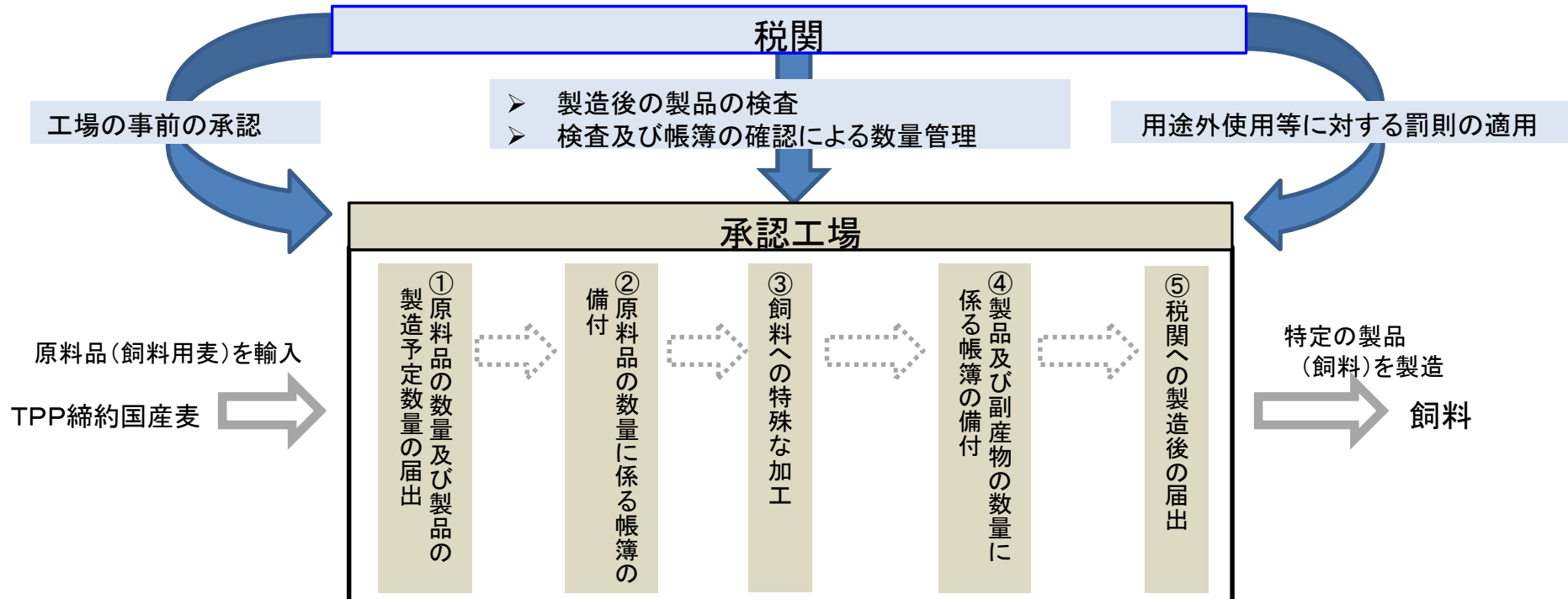
## 現行制度等

- 日豪EPAの適用を受けて無税で輸入された飼料用麦が実際に飼料に供されたことを担保する措置として承認工場制度を導入済み（関税暫定措置法第9条の2）。

## 法整備事項

- TPPの適用を受けて無税で輸入された飼料用麦についても承認工場制度の対象とするための国内法改正が必要。（関税暫定措置法第9条の2の改正）

### 【参考：承認工場制度のイメージ】



# 加工・修繕のため輸出された貨物の免税

## TPPの規定

- TPP締約国から他の締約国に修理又は変更<sup>(注)</sup>のため一時的に輸出され、TPP締約国に再輸入される製品について、当該製品の原産地にかかわらず、関税を課してはならないこととされている。

(注) 産品の本質的な性質を失わせ、又は新たな若しくは商業的に異なる産品を作ること、未完成品を完成品にすることは除かれている。

## 現行制度等

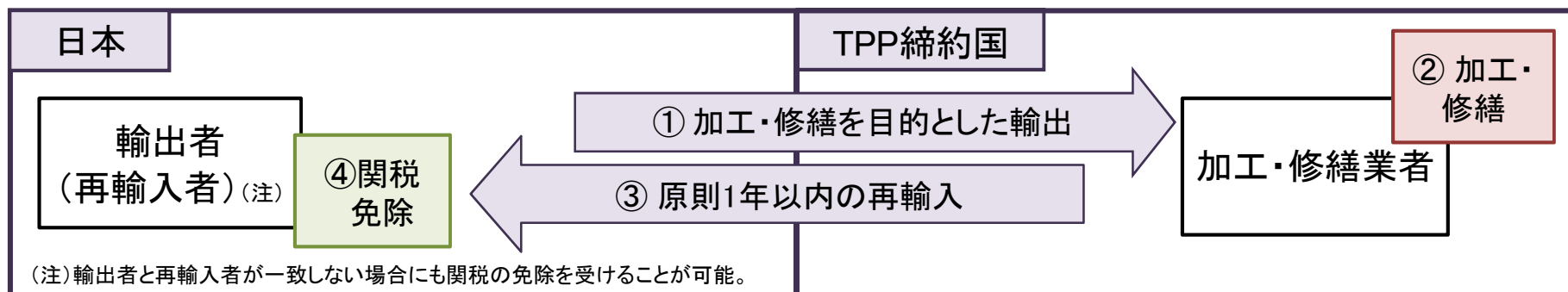
- 現行制度(関税定率法)では、我が国から輸出され輸出国で加工・修繕がされた貨物が我が国に再輸入された場合には、その加工・修繕により付加された価値について関税等が課されている。

## 法整備事項

- TPPの規定を実施するため、関税暫定措置法において、当該TPPの内容を規定<sup>(注1)</sup>。
- なお、輸出から再輸入までの期間については、TPPにおいて「一時的」とのみ規定されているところ、免税の要件を明確化する観点から、「輸出の許可の日から1年以内」<sup>(注2)</sup>とする旨を規定。

(注1) TPPにおける「修理又は変更」の用語については、関税関係法における他の免税規定の用例に則り「加工又は修繕」と規定。

(注2) 1年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、税関長の承認を受けたときは、1年を超え税関長が指定する期間。



## 現行規定の調整(TPP国家貿易とEPA関税割当の適用関係の整理)

### TPPにおける合意内容

- TPPにおいては、米及び麦等について、国家貿易制度の下での数量枠を導入。

### 現行制度等

- 既存のEPAにおいて、国家貿易制度の下での数量枠は存在しない。



### 法整備事項

- 現行のEPA関税割当制度は、EPAにおいて数量枠が規定された全品目を対象としており、TPPに基づく国家貿易の対象品目も含まれ得るところ、これら以外を対象とするよう国内法を改正(注)。(関税暫定措置法第8条の6の改正)

(注)TPP国家貿易品目については、既存の国家貿易制度と同様に農林水産省の所管法令に基づき運用。

### (従来)

#### 各EPAにおいて数量枠が設定された品目

EPA関税割当制度の対象  
⇒関税暫定措置法第8条の6で運用



### (TPP発効後)

#### 各EPAにおいて数量枠が設定された品目

EPA関税割当制度の対象  
(TPP国家貿易制度の対象品目以外)  
⇒関税暫定措置法第8条の6で運用

TPP国家貿易  
制度の対象品目

農林水産省所管法令で運用